

京都市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年11月29日

京都市長 松井孝治

京都市規則第30号

京都市会計規則の一部を改正する規則

京都市会計規則の一部を次のように改正する。

第43条の2第1項第20号を同項第21号とし、同項第19号の次に次の1号を加える。

(20) 京都市児童福祉センター条例に規定する使用料又は手数料を領収する場合（京都市第二児童福祉センターにおいて領収する場合を除く。）

第13号様式6中「児童福祉センター及び」を削る。

附 則

この規則は、令和6年12月1日から施行する。

(会計室)